

令和元年

南三陸町議会会議録

第5回定例会 6月11日 開 会
6月17日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和元年6月14日（金曜日）

第5回南三陸町議会定例会会議録

（第4日目）

令和元年6月14日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会 計 管 理 者	三 浦 清 隆 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
震災復興企画調整監	橋 本 貴 宏 君
管 財 課 長	三 浦 勝 美 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建設課技術参事 (漁 港 担 当)	田 中 剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	佐 藤 正 文 君
総 合 支 所 長	佐久間 三津也 君
南三陸病院事務長	佐 藤 和 則 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩 淵 武 久 君
教育委員会部局	
教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森 隆 市 君
監査委員部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	三 浦 浩 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	高 橋 一 清 君
農業委員会部局	
事 務 局 長	千 葉 啓 君

事務局職員出席者

事務局 長	三浦 浩
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

議事日程 第4号

令和元年6月14日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 1号 平成30年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 報告第 2号 平成30年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 4 報告第 3号 平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 4号 平成30年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 6 議案第65号 南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第66号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第67号 南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第68号 南三陸町漁港管理条例等の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第69号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第70号 南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第71号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第72号 東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例を廃止する条例制定について
- 第14 議案第73号 工事請負契約の締結について

- 第 1 5 議案第 7 4 号 工事請負契約の締結について
 - 第 1 6 議案第 7 5 号 工事請負契約の締結について
 - 第 1 7 議案第 7 6 号 工事請負契約の締結について
 - 第 1 8 議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について
 - 第 1 9 議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 9 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。

定例会4日目に入ります。本日も新規採用職員が傍聴に来ております。どうかきょうは議案に入りますので、活発なご発言を期待いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

初めに、5番後藤伸太郎君より、昨日の一般質問における発言について謝罪したい旨の申し出がありましたので、ここで後藤伸太郎君からの発言を許可いたします。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。私、昨日の一般質問で大変大きな声で発言をしてしまいました。その態度はいかかなものかというご指摘を受けたということでございますので、真摯に議会人としてその声を受けとめまして反省してまいりたいと思います。

大変申しわけございませんでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において13番山内孝樹君、14番後藤清喜君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告第1号 平成30年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について

○議長（三浦清人君） 日程第2、報告第1号平成30年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま上程されました報告第1号平成30年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成30年度予算のうち、3月の定例会において繰越明許費のご決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、報告第1号の細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度の南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この表に列挙してある事業は全体で26事業ございますが、これは本年3月の補正予算においてお認めいただいております明許繰越事業予算について、実際に年度末でどれだけの金額が31年度に繰り越されたのかをあらわしたものでございます。

地方自治法施行規則第146条により、歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、5月31日までに繰越計算書を調製して次の議会に報告することとなっております。

表の中列の金額欄が3月議会でご承認いただいた事業ごとの繰越限度額であります。これに対して次の翌年度繰越額の欄が実際に平成31年度に繰り越された金額を示してございます。それぞれ限度額の範囲で繰り越されていることがご確認いただけるかと思っております。

金額の合計が94億7,034万5,000円に対し、翌年度繰越額は87億1,859万円でございます。また、翌年度繰越額に対する繰越財源ですが、既収入特定財源4億9,396万9,000円と右端の一般財源13億9,345万4,000円は、実質現金ベースで繰り越されますが、未収特定財源であります国庫支出金と地方債の額は、事業完了後に入金されるものでございます。

明許繰越の予算は平成31年度に繰り越され年度内に執行されますが、平成31年度一般会計予算とは分別して執行管理され、翌年度9月の決算議会で報告させていただくものでございます。

最後に、それぞれの事業の完成見込みを朗読させていただきます。

一番上から、財務書類作成支援事業、令和元年8月。2番の活性化センターいずみ補修事業、令和元年4月。林地台帳整備事業、令和元年9月。海岸保全事業、令和2年2月。漁港機能増進事業、令和元年8月。水産基盤整備事業、令和元年8月。町道新設改良事業、令和2年3月。南三陸消防署災害復旧事業、令和元年7月。消防防災施設整備事業、令和元年9月。空調施設整備事業、令和2年3月。伊里前小学校屋内運動場改築事業、令和2年3月。歌津

中学校武道場改修事業、令和元年8月。入谷公民館建設事業、令和元年9月。漁港施設災害復旧事業、令和2年2月。公共土木施設災害復旧事業、令和2年3月。消防防災施設災害復旧事業、令和元年9月。震災伝承施設基本計画策定事業、令和元年6月。町道改良事業、令和元年9月。農山漁村地域復興基盤総合整備事業、令和元年12月。漁業集落防災機能強化事業、令和2年2月。漁港施設機能強化事業、令和2年2月。塩入地区護岸等整備事業、令和元年5月。都市再生区画整理事業、令和元年7月。志津川地区八幡川西側整備事業、令和元年6月。伊里前地区用地整備事業、令和元年9月。志津川地区被災市街地消防施設整備事業、令和元年7月となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番及川です。何点かお伺いいたします。

かなりの繰り越し、これはわかります。工事がおくれているということで繰り越しになるということは承知いたしております。

しかし、これを見ますと、かなりの一般財源の投入がございます。この主に言いますと、南三陸消防災害復旧工事事業なんですけれども、これ災害復旧なんですけれども、地方債、借金と一般財源でむしろ一般財源が1億も多くなっております。この地方債まで使っておりますけれども、復興事業の予算が一般財源に繰り入れになるのかならないのか、丸々一般財源を持っていくのか。それから入谷公民館、これは公民館の補助率が悪いということはわかりますけれども、これも一般財源が多いんですけれども、この辺ですね、一般財源の多いところ、なぜそうなのかということ、以前ですと、一般財源は補助事業のないものに使われ方しますけれども現在は安易に一般財源が投入になっております。そういう裏づけ、交付税で戻ってくるとか、そういうことが考えられるんですけれども、その辺のご説明、お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご説明をさせていただきたいと思います。

消防防災施設の災害復旧事業でございますが、国庫支出金で6,300万円ほど、一般財源で3,600万円ほどの充当でございますけれども、一般財源部分につきましてはさらに交付税の措置があるというものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それもそうなんですけれども、入谷公民館なども一般財源だけなんですけれども、ただいまの答弁ですと、私、言ったのは南三陸消防署災害復旧事業、8番のやつなんですけれども、それが地方債4,680万円、それから一般財源が1億1,278万円ということなんですけれども、私の読み違いなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 失礼いたしました。南三陸消防署の災害復旧事業のほうは、事業費1億4,900万円、約1億5,000万円ほどの事業でございますが、地方債が4,700万円ほど、一般財源で1億100万円ほど計上されてございました。この一般財源部分につきましては、先ほど申し上げました事由と同様に、交付税の措置があるということでございます。

入谷公民館の部分につきましては、現在、全て一般財源充当で計上させていただいてございますが、補正予算の中で出てまいりますけれども、起債を借りて実際に整備をしていくというような形でございます。この部分は建築費ではなくて設計に係る分ということでご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 消防署のほうは災害復旧だからなぜ地方債、借金、地方債をしなきゃならなかったかというところなんです。これはその屯所問題でいろんな事務の不手際がありました。そういう何らかの絡みがなかったんですかということです。そのために予算措置がとれなかったのか、その絡みがなかったのか、あったのかどうかということです。皆、借金してまでしなきゃいけないのかということです。

○議長（三浦清人君） 7番、ちょっと質問の何、わかりやすいようにね。私もちょっと今、理解しかねているんですけども、どういうふうな内容なのか、もう少しかみ砕いて話してください。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） じゃ、この中身をもう少し詳細に説明願います。逆に私のほうから、中身が見えない、地方債と借金と一般財源の1億が多いということです。

○議長（三浦清人君） 多いということ。（「はい」の声あり）会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 本来であれば、災害復旧事業は国庫補助金が入ってきて、補助事業の補助裏分については全て震災復興特別交付税で措置されますけれども、今回事業主体が気仙沼本吉広域行政事務組合ということでございますので、町としては全て負担金として広域のほうに吐き出してやるわけなんですけれども、事業費のうち、恐らく補助対象外、いわゆる単独部分については、財源手当てとしては全くの一般財源になりますので、その部分を

合併特例債として財源を充当しております。その金額が4,600万何がしということでございますので、そのほか除いた部分については、補助対象の部分は、国庫補助金は全て実際広域のほうに入っていきますんで、その部分について除きの部分を一般財源相当として町で吐き出しますけれども、それについてはほぼ100%震災復興特別交付税で入ってきておりますんで、持ち出しの部分についてはほぼ心配ないんじゃないかなという予算計上でございます。

○議長（三浦清人君） 特別に、及川幸子君。4回目です。

○7番（及川幸子君） ありがとうございます。ということは、ここのこの総額、一般財源の総額14億円ほどありますけれども、これは特別交付税で入ってくるものと解釈して、認識してよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 財源内訳の一般財源相当で1億127万8,000円計上してございますが、この部分の財源の裏づけとして震災復興特別交付税が入ってくるといった内容でございます。

したがいまして、地方債の部分については、合併特例債ですからそれは後、後年度に償還するに当たって普通交付税として措置される内容となっております。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 前者の質問を補足させていただければと。恐らくおっしゃりたかったことは、総額14億というお話をしましたので、議案書の3ページ、合計欄の一番右側に一般財源で13億9,300何がしというのがございます。で、これについては我々、何度も説明を受けておりますけれども、一般財源で、名目上、一般財源から出してますとなっておりますが、震災復興特別交付税で後々補助されるものがほとんどであると認識してますが、入谷公民館の事業のようにそうでないものもありますよねと。その辺の内訳、詳しく説明できる部分があればお願いしたい。もしくは、災害復旧分は震災特交があるよ。そうでないものはそうでないんだよというふうなことの認識でよいのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 今、後藤議員の質問の内容で大体了解の部分だと思うんですけども、基本震災復興特別交付税で措置される部分については、補助事業、特に災害復旧事業、それとあとは復興交付金の事業でその補助裏となる部分については100%震災復興特別交付税で措置されておりますので、今回繰越明許費で設定している部分で大きいのが、やはり災害復旧事業がメインでございますので、ほぼ震災復興特別交付税で措置されているといった形

で認識していただいて構わないというふうに思います。

あと、入谷公民館については、設計業務はこれは単独事業でございますので、全くの単費として2,000万円を一般財源として措置しておるといった内容でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。1点だけ伺いたいと思います。

9款の教育費についてなんですけれども、空調設備、小・中学校のクーラー設置ということだと思うんですが、そこでお聞きしたいのは、繰り越した限度額というか、5億で計上なってますけど、今回この議案審査でわかるんですけど、実際は2億8,600万ぐらいの事業のようなんですけど、この5億を見積もった状況というか、その点をまず第1点、伺いたいと思います。

次に、内訳なんですけど、補助の分と地方債の分が結構多いんですけど、これは一般財源のように後で戻ってくる地方債というか、そういう状況なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） エアコンの5億の見積もりでございますが、前にもご説明いたしました。対象となる教室、マックスで見積もってございます。その後、学校との調整、それから町の財政あるいは政策的な調整を踏まえて今回93室、115台を議案としてお諮りをさせていただいているというところから、このような金額になったというところでございます。

それから、補助と起債の内容でございますけれども、空調設備についてはマックス2億というところで1校決まっております。そういったもろもろを含めて最終的にはうちのほうは全部で5億で間に合うと。国庫の補助が大体8,500万円ぐらい、これは国の平米単価等で補助対象事業が決まっておりますのでそれは確定でございます。残りを全額地方債を充てるというところでございます。

ただ、どの起債を充てたかはちょっと財政担当課長のほうで後で補足をいただければと思いますが、ほとんど起債を充てているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その説明でわかったんですけど、そこで再度、2億9,000万円になった時点でこの内訳というのはどのように変わるのか。今、課長の説明ですと、8,500万円はそのままもらえると言ったら変な言い方なんですけど、来て、あと起債の分が減るという、そういう捉え方でいい、それとも案文みたいに約半分ちょっとなんでこれらどっちも半分ぐらいずつになるかっていう、そのところをお聞きしたいんですけど。

それであると、もともとこの事業というのは国から押しつけられたというか、法令変わった時点でやるんで、必ずしも都会の学校だったら暑くて熱中症になって勉強できないというのもあるんでしょうけど、当町においては、課長、先ほど言ったように、マックス全部の教室を見積もったら精査したら半分ぐらいになったという、そういうことなんですけど、そこで伺いたいのは、必ずこの事業は国主導だったんでやらなければいけなかったのかどうかも再度、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 事業費ですけれども、当然、繰り越しの予算ですから繰り越したものの、送ったものは足したり減らしたりできないということになります。当然、工事が終われば全体の事業確定しますので、それに応じて補助の金額も減る、あるいは借りる起債額も動きが出るということになりますので、そこはご了解をいただきたいと思います。

それから、国の押しつけ的なということでございますが、正直申し上げますと、町としては、これまで学校にエアコンという概念がまずなかったと。それから、比較的夏場も涼しいということから、極力最低限の熱中症対策にとどめましょうというところから検討が始まりました。ただ、今回国の財源措置の中身的に見ますと、大幅に地方の負担が少なくなるということから、今回は全国的な事業展開になりますので国の制度に背中を向けるということとはなかなか難しいということから、導入に踏み切ったものでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の説明ですと、地方の負担が少なかったんでやるという、それだったらこの地方債とこの補助のほうが逆転していれば、今のような説明でもわかるんですけど、現時点では、多分工事が終わってからという説明でしたけど、最終的には大体どうなるのか、今の時点では全然不透明なんですか。そこのところを確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 地方の負担、いわゆる町の負担はほとんど地方債と、借金の額になりますが、今までの学校施設整備のスタイルだと、補助の残り、補助残を全額起債を借りるということではできませんでした。さらに、償還する元利も全額国が見ますよと、交付税措置しますよということではありません。ただ、今回のエアコンに限ってだけは補助残の100%を全額起債を打てますと。さらにその起債の75%ぐらいは交付税措置をいたしますよということになるので、この表に4億と、4億借金しますと書いてありますけれども、このエ

アコンの制度、事業を入れないと今までのように物すごい地方の負担がふえるということになりますので、当然、事業が終わったときには最終的に精算になります、2億8,000万の工事になります。それで、そのうち補助が幾らもらえるか、残り幾ら借りればいかと。借りたお金の借金を返すときに、今までよりも半分で済むというような計算になります。ただ、現時点じゃ幾らなのという細かい数字は出せないというところでございます。

○議長（三浦清人君）　あとは直接行って聞いてください。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

報告第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第3　報告第2号　平成30年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君）　日程第3、報告第2号平成30年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君）　提出者の説明、町長。

○町長（佐藤 仁君）　ただいま上程されました報告第2号平成30年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成29年度繰越明許費とした予算のうち、事業用地に関し、地権者との用地交渉に時間を要するなどしたため、年度内の事業完了が困難となった事業等について事故繰越しとして決定し、事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 報告第2号の細部説明をさせていただきます。

議案書の5ページをごらん願います。

平成30年度の一般会計事故繰越し繰越し計算書でございます。事故繰越しの場合も地方交付税施行令の規定により明許繰越しと同様の手続によりまして議会への報告を行うものでございます。

今回、7事業につきまして事故繰越しとさせていただきます。いずれも平成29年度から平成30年度に明許繰越しして完成を目指して努力いたしましたが、個別状況におきましてもろもろ実施の困難な事態が発生し、予定どおりの完成を達し切れなかった事業について、やむを得ずさらに令和元年度に繰り越しするものでございます。

事故繰越し全体では7事業で、翌年度繰り越し総額の表の中列の合計で3億6,848万円でございます。また、翌年度繰越額に対する繰越財源でございますが、既収入特定財源3,040万円と一般財源の合計5,964万8,000円は実質現金ベースで繰り越されますが、未収入特定財源であります国庫支出金と地方債は事業完了後に入金されるもので、同様の扱いとなります。

最後に、各事業の完成予定を申し上げさせていただきます。

海岸保全事業は令和2年3月。水産基盤整備事業は令和2年3月。町道新設改良事業は令和2年3月。漁港施設災害復旧事業は令和2年3月。公共土木施設災害復旧事業は令和2年3月。松原公園災害復旧事業は令和元年5月。漁港台帳整備事業は令和元年9月。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。今、説明をいただいたんですけども、この完成時期が2年の3月と。それで、理由ですね、事故繰越しの理由、これが大変難しいような理由が並んでいるわけですよ。ほかの工事との関連、それから相続人、5款ですか、相続人が多いためと。まずもってこの相続人の部分については、これ完了しているんですかね。それで、もし相続人、完了しないで1人でも欠けたと、どうにもならないという場合はどうなるのかですね。それで、完了時期見ると、事故繰越しが期限切れになりそうな感じもするんですよ、3月いっぱいですから。その辺あたりの説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。総括的なことで建設課が多いもんですから代表してお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、相続人の関係でございますけども、事故繰越しをしているものについては既に契

約を終わっているというものが事故繰越ができますので、今おっしゃったように、相続が決定していなくて契約していないものについては、そもそも繰り越しができないということでございます。

ここに挙げさせていただきました用地につきましては土地の売買契約は締結をしていただいたんですけども、当然、登記、それから土地の引き渡しが3月31日まで終えなかったというものを今回計上させていただいておりますので、今ご心配をいただいている点についてはないものというふうにご理解をいただきたいと思えます。

それで、そのほか土木事業、それから災害復旧事業の中でも結構用地取得に関する繰り越しが多いという状況でございます。どうしてもいよいよ残り22カ月となったということで急ピッチに用地の交渉をして契約をいただいておりますが、なかなか登記のほうを立て込んでいくということで年度内に完成しなかったという状況でございます。

それと、土地単独であればいいんですが、物件の移転等が発生している場合ですね、それらの撤去を終了しないと、実は土地代金、それから移転補償費もお支払いができないという状況でございます。あくまで現地で土地の引き渡しを受けたことを確認して売買代金の支払いということになりますので、ただ、それが3月時点ではっきりとした明確な時期が特定できなかったと。というのは、他の工事の関係等もございまして、この中には電柱等の移転もございまして。工事をしながら電柱の移転もしなければならないということで、実は単独で処理ができない部分がございますので、大変そういう面ではしっかりとした期限を設定できないということがございまして年度末の工期というふうにさせていただいているところでございます。

なお、あくまでこれは必ず3月まで延ばすということではなくて、当然、完了したものは速やかに処理をしていきたいというふうにご検討しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 最初の相続についてなんですけどね、説明で中身はわかりました。であれば、この説明、もう少しわかりやすくつけ足して、もう終わっているんだというようなことをやれば、わざわざ質問に立たないんでね、もう少し説明ですね、手加えたほうがいいのかなと思います。

それから、あとの部分についての期限切れというか、これは心配ないということよろしいんですか、終わるんですか、終わるんですね、わかりました。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） はい、用地に関しては既に契約も済んでございます。あとは事務処理だけでございますので、そこは当然、期限内に終わらないと再契約をしなきゃならないということになりますのでそこは避けなければならないと考えていますので、事務処理に全力を挙げていきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。1件だけお聞きします。10款の松原公園の部分なんですけども令和2年の5月に完成ということで、「元年」の声あり）令和元年5月完成ということで説明を受けましたけども、今、助作水源の部分というのがくぼみになってそれまで今、利用しているというような状況なんですけども、助作水源の震災前の水道管を今利用して町内に給水しているというような説明を1回受けましたが、水道管の助作の、いつまで活用してそれが片づいた時点で整備が始まるのか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 5月の臨時会の際にも復興推進課長のほうからご説明を申し上げましたが、助作の浄水場、これについては戸倉浄水場の完成をもってその代替措置をして、その後に撤去をするということになっておりまして、ただいま戸倉浄水場については建設中ということで、その工事が次の繰り越しの説明でもありますが、10月に完成するという予定にしておりまして、その後、水を安全に導くことが可能となったときに初めて撤去が可能ということで、予定としましては、12月に着工できればというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 12月に完成でそれが給水になればその部分は埋め戻すか、もとにあった施設を全部改修して結局そこを埋め戻すというような形の方向で進むとは思いますが、今現在、まだまだ時間がかかるということでその場所には安全性を確保のための柵とか、そういうのは、ことしになって行ったんですけども何かなかったような気がしたんで、安全性確保のための柵とか、その辺は今現在、設置されているのか。

あと、松原公園に関しては、今、遊園地のような形で遊具が5基くらいしか置かれていたような気がするんですけども、遊園地に関して何かコンクリートでもう固めてあるような気がしたんですけども、普通だと、芝とか砂地とか、そういった形の土地の形成だとは思いますが、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 議員、志津川地区ということでございますのでどうぞごらんい

ただければと思うんですけれども、助作浄水場のエリアには単管バリケードを設置をしております。単管バリケードで安全対策を既に設置をしております。現在、私どものほうでさらに、例えば球技等をやったときにボールとかが落ちていかないような、そういったきめの細かいような策もとれないかという部分については検討をさせていただいております。繰り返しになりますけれども、安全対策はしっかりとさせていただいております。

あと、遊具を設置している部分でございますけれども、コンクリートでは当然、ございませんで、いわゆるダスト舗装という形でございます。排水性を考慮した、何とかな、わかりやすく言うと砂系の舗装でございます。芝生ではなく、そういった子供たちは当然、コンクリートなんかにはしましたらすり傷、転べばけがしちゃいますので、そういったことは当然考えておりませんので、そういった子供たちが走り回っても大丈夫なようなダスト系、砂系の舗装をさせていただいております。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 工事手法に関しては、ちょっとやっぱり私も知らない部分が多々あります。遊具ある場所に関しては芝生じゃないと。安全を考慮した地盤にしてあると。ただ、子供たちというのは無邪気なもんなんで飛びはねたり転んだり回転したりとかいろいろあるので、それでもけがないような地盤ということで解釈してよろしいでしょうか、はい、わかりました。

あと、松原公園、完成5月なんですけれども、この助作水源というか、施設に関しては、12月という形の先ほどの話でしたが、その辺、先ほど課長も言っていましたが、ボールが落ちたりとか、子供たちが柵にぶつかったりとか、そういったこともないわけではないので、その安全性だけはしっかり確保して5月の完成を目指して、その後、水道施設の埋め戻しも計画どおりいけるようお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 私も小さいとき、そうでしたけれども、学校のグラウンドで転べば膝からすりむいて血出したりというのはありました。当然、土系の舗装ですので子供たちがすりむくこともあろうかとは思いますが。ただ、あそこの排水性とか、あとは維持管理とかも考えてああいった砂系の舗装とさせていただいたということで、あとは使用に際しては安全に配慮してということは管理者側のほうで検討しながら使っていただきたいというのが1つございます。

先ほど上水道の所長申しましたけれども、要はあその部分が施設を撤去した後においてはC

MJVのほうで区画整理事業として撤去後に盛り土いたします。その工事が終わった後に植栽等のしつらえをと。それがどうしてもそのスケジュールの関係から令和元年度中には完成までいかないだろうという見通しの中で、先月、臨時議会を開催をお願いをしましてこの件につきましては5月末ということで、助作の部分を除いて現行ということで災害復旧事業は一度終わらせていただいたと。盛り土後の植栽等の工事につきましては、どうしても新年度にならざるを得ないのかなというようなスケジュール感を持っているということは最後につけ加えさせていただきます。以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 前者の議員の質問でも了承した件がありますけれども、なお、相続人の用地交渉において時間要したということなんですけれども、これ業者発注、相続登記は業者発注していると思うんですけれども、その辺、委託契約でどのようなになっているのか、ただ単におくれていたのか、契約していてもおくれたものなのか、その辺を1点と。

それから、このおくれにより工事がストップした。その工事の関係とのペナルティーがあったのかどうか、業者さんのほうから相続登記がおくれていてから工事がストップしているんだというようなことも問われておりましたことから、そういうことをお伺いします。

その次ですね、松原公園、先ほどの説明でわかりましたけれども、これたしか水道管の部分を残してあとは使わせるというような方向づけだったと思うんですけれども、その辺、一部開園ということあったようなんですけれども、その工事、一部残した中で、前者の質問でもありましたけども、バリケードとか、そういう柵とかはやると思うんですけれども、全体工事が終わらないとき、万が一、万が一ですよ、万が一、事故等があった場合、どちらの責任になるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 前半の部分、お答えをしたいと思います。

相続手続といいますか、あくまでも、よくマスコミで所有者不明の土地が四国とほぼ同じ面積があるという報道がなされて大変びっくりされた方もいらっしゃるかと思います。要は相続登記はしていないということでございます。基本的に相続部分、手続については業者に発注はしてませんし、できない部分でございます。あくまでも関係相続人が話し合いをして誰を相続人とするかを決定することですので、役所の人間が行ってあなたが相続人ということは当然言えないですし、することではないというふうに解釈をさせていただきます。当然、これまで長年にわたって相続ができていないということは、それなりの問題があったから実

はできてないのであって、問題があれば、当然、既に手続は終了しているものでございます。

残念ながら、工事は場所を選べないのでそういうところであっても果敢に攻めていかなきゃなりませんので、そこは粘り強く関係者の皆様にお話し合いをして関係の改善を図って、初めてテーブルについていただくということでございますので、そこは時間がどうしても必要となってまいります。そこはご理解をいただければと思いますし、繰り返しますが、町、業者が関係者に行って相続をしろという強制はできませんので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、工事のおくれでございますが、大変業者さんのご理解いただきまして、そういう申し出はいただいております。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） もう既にバリケードは設置をいたしております。バリケードの設置の目的は、当然、工事現場の安全対策ということで設置をさせていただきます。加えて、実際に具体的に工事が動き出せば、誘導員等を必要に応じて必要な箇所に設置をして工事を進めていくということになるかと思っております。その状況も踏まえた上で、私は今、工事の担当部署でございますが、実際に公園の、例えば野球場とかを使わせるに当たっての必要な安全対策、加えての安全対策につきましては、建設課及び生涯学習課のほうで鋭意さらなる検討を加えた上で使わせるかどうかの最終判断をするというのが流れかと思っております。

あと、事故が起きた場合の責任はどちらにということでございますけれども、軽々に具体の実証がない中でなかなか答弁のしづらい質問でございます。ケース・バイ・ケースでどちらにその状況、事故が仮に起きたときの状況を見たときに、どちらにどの程度の過失かということは、その事象、事象ごとに判断されるべき問題なのかなと思っております。いずれにしても、公共施設でございますのでそもそも事故がないように運営をしていくということに、当然、我々は意を用いていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 相続登記が多いということはわかっております。この工事業者さんの人たちは、やはりそういうことを言われれば、発注者のほうが強いわけですから穏便に課長の答弁でしたけれども、そういう苦情がなきにしもあらずなんです。工事に入ったんだけど相続が終わってないから途中でストップなんだということで、工事発注者も困っているということを耳にしたから伺ったので、ただいま穏便にしている、決まっているということになりましたのでそれで安心かなと思いましたがけれども。

もう1点は、工事中に、松原公園のほうですけれども、万全を期しても事故というものは起きる可能性があるものです。そうした場合、やっぱり町発注していると町でその責任を負わなきゃいけないという大きな課題がありますので、その辺も十分考慮しながらこれから事業を進めていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに、9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。この説明の中に、前議員も確認したように、用地交渉、それ全てクリアして今回こういった事故繰のあれに載せたということですが、そこで先ほどの課長の答弁でもわかったんですけど、用地交渉の大変な思いをわかったんですけども、そこで伺いたいのは、震災から8年になるんですけど、たしかこういった相続関係等の手続をもう少し簡素化というのができるような要望というか、たしか町長とかも復興庁に要望するというような、そういった話も以前、聞いたんですけど、そこで、8年前と現在とで用地交渉をする際の法令の特例化というか、見直し等があったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 相続に関しては、民法の規定にのっとり手続をしてございます。残念ながら、その部分について民法の改正はされておきませんので、やることは8年前と何ら変わりございません。

○議長（三浦清人君） 町長、改正に向けてね、相続をやりやすいような働きかけをしましたかというような。町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分私が答弁したのは、法務局がいろんな地域からさまざまな事業が集中してしましまして法務局の手続がなかなか進まないということで、人員の、いわゆる配置等を含めて極力早くできるようにということで私は答弁したというふうに思っております。民法上のことまで私、そこに口出すわけにはまいりませんので、そこはひとつご理解いただきたい。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 相続のこと、それから用地のこと、説明いただきましたけども、それとはちょっと違ったところで、上から2つ目の水産基盤整備事業のおくれの説明としまして資機材等の手配が困難だったということが書かれています。資材、機材ですね、これが十分足りてなかったということで理解しますが、どういったものが調達困難だったのか、これから東京オリンピックあるいは大阪のほうでは万博とかも予定がされていまして、資材、機材、

いずれも大都市圏で取り合いになっているのが現状なのかなと思うんですけど、これも間違いなく調達できて令和2年3月に向けて問題なく完成できるのかどうか、一応念のため確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） ご質問の水産基盤整備事業、これは石浜漁港におけます平棚船揚げ場の工事が年度内に完成しなかったことにより事故繰越の手続を行っているものでございます。

その前段といたしまして石浜漁港におきまして他の物揚げ場等の工事を行っております。その際のおくれが原因でその今回の船揚げ場が遅延したということでございます。

資機材の調達ということですが、これにつきましては、通常考えられますのは、例えば基礎工事等におきます特殊な重機、こういったものの調達に時間を要したために遅延しているということございまして、今回繰り越しております船揚げ場工事につきましては、特別な機械ですとか、あるいは資材、こういったものを必要とするものではございませんので、今後、順調にいけば年度内、もしくは年内に完成させていきたいと現在のところは考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより報告第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第4 報告第3号 平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第4、報告第3号平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成30年度予算のうち、3月の定例会において繰越明許費のご決定をいただきました公共下水道事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、報告第3号の細部説明をさせていただきます。議案書の7ページをお開き願います。

平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書です。繰り越した事業の名称は、伊里前処理区支障下水道管撤去等事業、繰り越した金額は310万円となっております。繰り越した理由につきましては、伊里前地区の国道45号線災害復旧工事の詳細設計が確定しなかったため、当該区間の下水道管布設がえ及び撤去に係る設計積算業務が年度内に完了しないことから繰り越しが必要となったものであります。

事業の完了予定は令和2年2月を見込んでおります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 担当課の説明が終わりましたので質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺いします。

この310万円も一般財源になっておりますけれども、これ復興予算の裏づけがあるのか、その辺を1点と。

それから、この埋設管の撤去事業のようですけれども、この撤去した積算ができたということなんですけれども、この出たものを写真あるいはこのぐらいのトン数、そういうものを残しているのか、業者に発注するわけですけれども当然、出てきていると解しますけれども、その辺はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず、表の一般財源に記載しております310万円につきましては、震災特交の対象となっておりますして一般会計のほうから繰り入れとなる財源ということであります。

それから、説明の中でも申し上げましたが、本事業につきましては設計業務の繰り越しとい

うところでありまして、実際支障管を掘り出しているわけではございませんのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 設計の段階だと言ひますけれども、ではこれら、ここだけではなくていろんな埋設物を掘り出して、管を掘り出しているんですけども、そのときの掘り出したときのトン数、あるいはこういうものが出しましたという現場写真というものを各自添付しているものなのかどうなのかお伺ひいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それにつきましては、当然、検査の段階で写真等によって確認もさせていただいておりますし、実際に現場のほうに監督責任者が行って確認するなどというところも実際やっております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより報告第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第5 報告第4号 平成30年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第5、報告第4号平成30年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号平成30年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成30年度予算のうち、資本的支出の建設改良事業について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、報告第4号について細部説明をさせていただきます。議案書9ページをお開き願います。

平成30年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書です。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰り越しであります。事業は全て東日本大震災の水道施設災害復旧事業に係る14件の工事と1件の委託業務であります。

表の最下段、合計をごらんいただきたいと思います。

繰り越した事業の予算計上額の合計は約15億5,500万円であります。平成30年度中に前払い金、中間払いを支出した後の翌年度繰越額の合計は10億7,200万円となります。

繰り越しの主な理由につきましては、説明欄に記載のとおり、国道、県道などの災害復旧事業との施工調整に時間を要したことと、国庫補助金の交付決定時期等の関係で年度を超えての工期の延長が必要となったものであります。

各事業の完成予定等をご説明いたしますと、表の上段から、竹川原地区は5月に完成しております。東浜中継ポンプは本年10月。清水浜地区は本年6月。戸倉浄水場、その下段、寄木橋添架管は本年10月。折立地区、下段、歌津館浜地区は本年8月。小森浄水場は令和2年2月。水戸辺地区、その下段、清水浜地区（その2）、さらにその下段、新井田地区は本年8月。上の山地区、その下段、田尻畑地区、さらにその下段の板橋地区は本年6月の完成予定となっております。小森浄水場施工管理委託は令和2年2月の完了予定となっております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いいたします。この事業の中で説明の中でですね、東浜中

継ポンプとか、関係機関との調整に時間を要したためとあるんですけども、この関係機関との調整に時間を費やしたがために繰り越ししなきゃいけないということをもっと、極端に言えば早く効率よい調整、話し合いすればもっとうまくいったのかなと思いましたが、何があったのか、調整に、そういうところ、4カ所ですね、そういう、工事の関係でおくれたというのはわかりますけれども、そういう関係機関との調整、内容をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 先ほども説明はさせていただいたつもりでおりますが、ほとんどの事業が災害復旧の補助を受けての事業ということでありまして、この補助事業につきましては補助金交付申請をして決定を受けた後にしか事業を実施できないということから、その申請に至るまでの説明をまず了承いただいて、その後に申請書を提出して、それから県においてはその審査する機関がありましてその後に交付決定を受けると。これまでの時間が長い時間、必要だったことと、それからその補助金申請が1回で済むことではなくて何度でも分けて実は補助金申請をしております、その補助金の交付決定を受けた時期が年の後半になるとどうしても発注自体がおそくなってしまおうと。ただ、その年度中の補助事業ということから一度、年度末までの交付金の後に繰り越して翌年度まで事業をやらざるを得ないということが事情となっております。ご理解をお願いします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この水道事業は建設してからもう40年、50年たつわけですけども、今、どこの県でも全国的にこの埋設管がそっちこっちで壊れて地上にあふれ出て大枚なお金がかかるような状況ですけども、幸いと言うと変な話なんですけれども、うちのほうはこの震災でほとんどの水道、新しく直しているところなんですけれども、既存のものが、古い既存のものが何%残っているのか、今後心配されるのはそちらのほうがか心配されるんですけども、浜のほうの直した分は圧が強くても管が新しいので大丈夫だと思うんですけども、そういう既存のものにどの程度の圧が大丈夫なものなのか、そちらもいずれは布設がえをしなきゃならないんですけども、時期としてどのように見ているのか、その辺、どの程度のものがあるのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 実際に被災をしていない管が何%あるかというところにつきましては、現在、手元に資料がありませんので、ただ、ご想像していただきたいのは、浸水域にある水道管はそういった被害を受けているということでご理解をいただければと思い

ます。

それから、そういった既存に残っていた管を利用して安全かという分につきましては、当然、安全に水が配れるようにそれは計算されて事業を進めているところではありますが、やはり老朽管につきましては年数がたった後には補修をするというところがありますが、現時点では災害復旧を最優先に事業を進めている関係上、そういった老朽管の布設がえについては時期を見ながら実施したいというところで、実際には災害復旧事業が全て終わった後にやるというところで行きますと32年度以降というところが正確なところになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 復興予算があるうちにできるだけ多くのものをこの事業でやっていけるように。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより報告第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第6 議案第65号 南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第65号南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第65号南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第65号の細部説明を申し上げます。

各種選挙の際において投票管理者等に支給する報酬額については、その基準を国会議員の選挙等の執行の経費の基準に関する法律により定められているところでございますが、今般、その基準額が改められたものでございます。

新旧対照表の3ページをごらんください。いずれも基準法どおりの額としているものでありまして、それぞれ100円、または200円の引き上げとなるものであります。

なお、改正条例につきましては、公布日からの施行としておりまして、実際には近く執行が予定されております参議院議員通常選挙から適用となるものであります。

それから、この改正による影響額として積算してみましたらば2万1,400円ほどの影響という状況となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何百円のアップとご説明でしたけれども、これを上げるに当たって社会的な変動のためなのか、全般的に、全国的にこういう上げますよというふうな通達でもあったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 国の法律改正の要因として説明されているといえますか、言われているのは、物価の変動や公務員給与の改定幅などを参照して改正しているというものでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第66号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

局長朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第66号南三陸町介護保険条例の一部を改正
する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の軽減強化を図るため、関係条例の
一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜
りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第66号南三陸町介護保険条例の一部を改正する
条例につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書13ページ、議案関係参考資料4ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、町長説明にもございましたとおり、介護保険法施行令等の一部改正を受けて行うも
のでございまして、その内容といたしましては、本年10月に予定されております消費税率の
引き上げによる増収分を財源として行われます低所得者の保険料軽減に係る所要の改正とい
うものでございます。

具体的には、保険料段階の第1段階、これは世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給、
または本人の年金等収入が80万円以下というふうな方になりますけれども、この方々の保険
料年額について現行の「3万2,400円」から「2万7,000円」に、第2段階、これは世帯全員
が住民税非課税で本人の年金収入等が120万円以下という方になりますけれども、この方々
について現行の「5万4,000円」から「4万5,000円」に、第3段階、こちらについては世帯全
員が住民税非課税で本人の年金収入等が120万円以上ということになりますけれども、この
方々について現行の「5万4,000円」から「5万2,200円」にそれぞれ軽減を行うものでござ
います。

なお、本条例の施行につきましては、公布の日としておりますけれども、適用につきましては本年度分の保険料としておりますので、現在既に納めていただいている分も含めまして年額として軽減をさせていただくというものでございます。

簡単ですが、以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明で消費税が上がった場合とおっしゃられました。それが今のところ、未定、上がるものというような判断なんですけれども、これはもし仮に上がらない場合は、これも改正案もそのままということになるのでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 消費税増税が行われなかった場合というご質問ですけれども、現在、政府によりますれば、リーマンショックのような出来事がない限りは消費税を増税すると言っておるといこと、それからあと、介護保険料につきましては基本的には法律でもってそれが、率のほうですね、法律でもって決まっていくということで、結果的には全国統一の考え方ですので、したがいまして、地方行政たる我々が現段階としてこうでございますというのはなかなか申し上げられないのかなと。むしろ我々としては、政府としてやると言っているわけですので、これについて肅々と地方行政に影響のないようにしっかりとやっていくというものが大事なんだろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 介護保険料に関しては、高齢者世帯、年金世帯、その辺、大変な今後、生活が待っていると私は思っています。そういった中で、今回2号、3号、4号と、こういった形の健康保険税が消費税に伴って変更になったという内容なんですけれども、基本的にここで例えば上がっている2号に関しては2万7,000円ということは、これを12で割ったのが結局に1カ月にした金額ということですよ。そして、今後、1号、3号、結局120万円所得が非課税で120万円以下の世帯、この増加傾向、どういった方向で増加に向かっているんでしょうか、今から比べて、昨年度までと昨年度からことしの状況を教えてください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 昨年度からの増加傾向、それぞれの傾向ということなんですけれども、余り急激な変動というのはないというふうに思っております。参考までに今現在の構成比を申し上げますと、全体のうちの第1段階の方が14.6%、それから、第2段階が6.8%、

第3段階が4.3%、あと、全体を参考までに申し上げますと、このあとに続きます第4段階が27.1%、第5段階、この第5段階が基本的には保険料基準額、本町でいいますと、月額に直して6,000円ですけれども、1.0となる基準額の方が16.0%、それから、ここから先は基準額より少し高目の方になりますけれども、第6段階が12.9%、第7段階が8.1%、第8段階が4.5%、第9段階が5.3%ということで、ちょっとさらに端数がついておりますので100%にならないかもしれませんけれども、そんなふうな構成比率になっております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 最近、政府のほうで95歳まで生きたときに2,000万円、2,500万円、3,000万円の資金が生活に足らなくなるというような情報が出ています。今後、やっぱり団塊の世代、その人たちが高齢者となり、その人たちの所得が年金も含め、厚生年金も含めどんどん下がるような状況の中で私はふえていくのかなというような感じのことを懸念しています。日々、1,000円でも欲しいという高齢者世帯、低所得者世帯、そういったのがある中で町のほうも対策はとっているような形でこの後の商品券ですかね、割増の、そういったこととかやっているんですがなかなか高齢者対策、本当に大変だと思うんです。だから、これも政府の動きですが、町のほうでもこういった高齢者対策、入居に当たってもいろんな軽減策とかやっていると思いますが、まだまだ高齢者対策として町長、私は必要なんじゃないかなと思うんですが、何かその方策みたいなものは町のほうで考えることってあるんでしょうか、その辺、最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、特段に高齢者対策と言われてもあれですが、基本的には国の制度ございまして、そういった中でいろんな軽減等については町としてやれるところはしっかりやっていきたいというふうに思いますが、今は基本的にはご承知のように、ある意味制度で動いている部分が結構多いものですから、そういう中で我々としては対応せざるを得ないというのが基本的な考え方はそういうことだと。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第67号南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第67号南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、漁港の有効活用を推進すべく関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の5ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表になります。

今回改正する部分につきましては、第13条第3項になります。これまで占用期間は最大で3年とされておりましたが、これを一律10年と改正するものでございます。

改正の背景につきましては、漁港管理者は漁港・漁場整備法第26条の規定に基づき、漁港管理規定を定め、適正に漁港を管理することとなっております。

一方、農林水産大臣は、漁港の維持管理に関し、全国的な視点に立った模範となる運用方針を漁港管理者に示すため、法第34条第4項の規定に基づき、水産政策審議会の審議を経て模範漁港管理規程例を定めることにされております。

国では、昨年11月に審議会を開催し、水産業を取り巻く環境変化に対応するため、占用制度の改正について審議をいただき、模範漁港管理規程例が改正され本年3月に施行されております。

これを踏まえて町として占用者の負担軽減、行政事務の簡素化を図る観点から条例の改正が必要と判断したものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 南三陸町漁港管理条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第68号南三陸町漁港管理条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第68号南三陸町漁港管理条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本年10月1日の消費税率引き上げに対応すべく、各関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第68号の細部についてご説明申し上げます。

本条例は、本年10月1日の消費税率の引き上げに対応すべく関係する6本の条例について一括改正を行うものでございます。

議案参考資料は6ページから20ページまでの新旧対照表となっております。

まず、6ページにつきましては、第1条関係、南三陸町漁港管理条例の新旧対照表となります。別表備考欄において定める一月未満の使用料に関し乗じる率を改めるといったもので、「100分の108」から、「100分の110」に改定するものでございます。

続いて、7ページにつきましては、第2条関係、南三陸町都市公園条例の新旧対照表となります。改正内容は、ただいま申し上げました第1条に同じであります。

8ページは、第3条関係、南三陸町道路占用料条例の新旧対照表となります。本件も改正の具体は同じものでございます。

9ページ目から18ページ目までは第4条関係、南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の新旧対照表となります。南三陸病院における診療等に係る使用料及び手数料について消費税率の引き上げに伴い改めるものでございます。

次に、19ページは、第5条関係、南三陸町訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の新旧対照表となります。訪問看護ステーションの利用料について消費税率の引き上げに伴い改めるものでございます。

最後に、20ページでございます。第6条関係、南三陸町準用河川占用料等条例の新旧対照表となります。別表第1の備考欄において定める一月未満の占用料並びに別表第2の備考欄において定める河川産出物採取料に関しそれぞれ乗じる率を改めるものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 済みません。消費税増税に伴う手数料の改定ということ自体に疑義があるわけではないんですけれども、6本の条例、漁港、公園、道路、病院、訪問看護、河川ということだと思えるんですけれども、これで全部なのかなというところをひとつ確認させていただきたいんです。病院の手数料までということですから、ある意味、政策的なといいますか、消費税が上がってもそもそもの料金に含まれているように見えるものに関しては、要は政策の考え方が入ってくる可能性のある部分に関して、これで全て改定が終わりますよということなのかどうか確認したいんです。具体的にいえば、例えば水道であるとか、排水であるとか、ごみ処理であるとか、公共交通であるとか、その辺の具体に一つ一つ答えていただく必要はないんですけれども、6本の条例を改正することによって消費税増税には行政としての窓口対応、全て今回の改正で終わりますよということなのか、そういう認識なのかどうかお伺いしたいと思っていたんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 消費税関連の条例改定というのは以前にもあったかと思えますけれども、残されて一括で改定することによって対応ができるものとして今回のもので最後とい

うことでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私のほうは看護ステーション、直接利用者さんにこれは消費税アップだからこうなりますよということはわかるんですけども、今後、訪問介護がふえていくわけですけども、その辺の周知徹底ですね、消費税が上がるから現場で説明すればわかるんでしょうけれども、町としてこの消費税アップについて利用者さんだけでなく訪問介護の場合はこうですよという場合、上がったことをお知らせする、何かでこれをどのような方法でお知らせするのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐藤和則君） 今、訪問介護、看護ということで議案としては上程させていただいていますが、この部分につきましては、もちろん、条例可決いただいた後に周知は図っていくわけですけども、条例で定める部分というのは、診療報酬として厚生労働省告示で定められている以外のもの、要は保険診療外のものについてという、今回前の議案にも載ってますけども、自由診療部分の料金の消費税分の対応ということで、訪問看護ステーションでは90分を超えるようなサービス等の利用者は現在、ほとんどいないような状況でございますが、制度は制度ですので今後、周知は何らかの形で行っていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここの部分は住民等の直接関係のあるものですので、その辺のご説明を抜きなくやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第10 議案第69号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第69号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第69号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第69号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明をさせていただきます。

本案は、家庭的保育事業ということで利用対象がゼロ歳から2歳までであって、利用定員が5人以下の事業所に適用される設備や運営基準の改正でございます。具体的には基準の緩和というものがなされるということでございます。

議案書21ページ、議案関係参考資料、同じく21ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正では、大きく4つの点について改正を行っております。

1つ目は、連携施設の範囲の緩和についてでございます。議案関係参考資料の改正案第6条をごらんいただきたいと思います。

第6条そのものでは、保育所等との連携ということで2歳までの保育を担う家庭的保育事業者が、保育所等と連携することによって3歳以降の保育を確保するということが定められて

おります。

今回の改正では、この連携先として一定規模以上の事業所内保育事業及び自治体が運営支援をしている認可外保育施設を含めるということで、連携先の基準を緩和し、確保しやすくするといったものでございます。条文といたしましては、追加されました第4項と第5項にその内容が記されております。

2つ目でございます。保育所型事業所内保育事業者に係る連携施設確保義務の緩和についてでございます。こちら改正案では、第45条第2項に記されてございます。保育所型事業所内保育事業者については、事業所内で保育事業を行っている事業者ということになりますけれども、この場合については定員規模も大きいものでございまして、保育士の配置基準もこの型については認可保育所と同等であるということ踏まえて、連携施設の確保を不用としたものでございます。

3つ目は、自園調理に係る経過措置の適用施設の範囲の拡大でございます。改正案の附則第3項をごらんいただきたいと思います。家庭的保育事業における食事の提供につきましては、原則家庭的保育事業の事業所内で調理する、いわゆる自園調理とされておりますけれども、このうち、自宅で家庭的保育事業を行う場合については、設備を整えるといったことへの配慮として施行日から起算して10年間は自園調理への移行が猶予されておりますけれども、今回の改正では自宅以外の場所で行う家庭的保育事業についても同じく10年間に猶予期間を延ばすというふうなことです。

4つ目ですけれども、こちらは連携施設の確保義務に係る適用猶予期間の延長でございます。改正案附則第4項をごらんいただきたいと思います。

1つ目の改正のところでもご説明いたしましたけれども、家庭的保育事業については、一定の連携施設を確保するということが義務づけられておりますけれども、法施行時の経過措置として5年間という形で猶予されておりました。この期限が来年の3月末となったことを踏まえて、全国的な確保状況を踏まえまして猶予期間をさらに5年間延長するといった内容となっております。

多少長くなりましたが、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いします。この家庭的保育、非常に小規模な5人までの子供を預かるということなんですけれども、現在、保育所が待機児童なく入っているんですけれども、現在、ここに入っている人がいるのか、今後もそういうことが見込まれるのか、小規模

なんですけれども、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 現在の状況ということですので、今、本町においてここに該当するのはマリンパル保育園が該当しておりますけれども、マリンパル保育園につきましては、本年度、入所児童がないということで今現在、休止中となっておりますので、今現在、このものに該当する施設というのは本町にはございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第70号 南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第70号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第70号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして細部説明をさせていただきます。

本案は、放課後児童健全育成事業ということで、いわゆる学童保育に係る基準の改正ということでございます。

議案書23ページ、議案関係参考資料24ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、学童保育事業の実際の運営を担う放課後児童支援員に係るものでございまして、この認定資格研修につきましては、これまで都道府県知事が研修を行うとされておりまして、今回の改正でこれに政令指定都市の長が加えられましたことから、これに対応するための改正というものでございます。

以上、簡単でございますけれども細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、放課後児童クラブ、タクシーで入谷のほうから来ているお子さんもいると伺っておりますけれども、今後のこれからお母さん方、働く環境はみんな等しく同じだと思うんです。それで、これから復興も終わりました落ち着いたならば、やはりタクシーで来る人がいる限りは、そこの地区もこのような学童保育を設置しなければならないのかなと思われましても、今後、そのようなお考えがあるのかどうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、制度的といいますか、学童保育を設置することについての基準といますか、一定程度の人数というのは多分ご承知だと思いますが、地域で10人以上いけば、学童保育を設置するというのは従来から町としてはそういう考えでいます。しかしながら、その人数に達しないという部分については、これまで同様に足の確保を町としてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 10人いたからそれじゃやりましょうでなくて、やはりタクシーでまでそうやって通ってきているお子さんがいるので、その辺を町の考え方として何人でもいいからそこから始まってそこからあればふえていくんです。お母さん方が働くとなれば、やはり学

校終わった後のことが心配で一生懸命働くということに不安を抱えながらやっていっているお母さんたちが出てくると思うんです。今、名足からもタクシーで来ている、入谷さんからも志津川のほうに来ているという状況下だと思われまので、その辺を解消するためにもぜひこれは町長の施策として今後、考えてもらいたい事業の一つだと思いますけれども、担当課としてはいかがでしょうか。今、町長の話をお聞きしましたけれども。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 議員のおっしゃることもある程度、わかるような気もするわけなんですけれども、もともと学童保育、特に放課後ということに考えますと、児童ですので、一番いいのは家庭にそういう環境があると、しっかり学校からうちに帰ってそこに保育の環境があるというのが最もいいんですけれども、確かに労働という面もございます。

その中でですけれども学童保育の設置については、毎年、ご希望はということで各保育所とくに伺いながら次年度の人数というのを拾っております。そういった中で、やはり余りにも少な過ぎることになると、例えばお一人のお子さんがそこで学童に来てもなかなかほかとのつながりというのが持たなくなってしまうというのもございます。大勢の中でいろいろなことをしながらというのがあつた種、子供にも必要な部分ではあるのかなというのもございますので、先ほど町長申し上げましたとおり、人数というのも一つの設置の目安になるのかなというふうには考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第71号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第71号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定に

ついてを議題といたします。

局長、説明、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第71号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、関係する総務省令の一部改正に対応し、基本計画の同意日の期限を延長すべく関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第71号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正案は議案書の25ページです。改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますと存じますので、議案関係参考資料の25ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、地域の特性を行かした高付加価値の事業を創出し、地域経済を牽引する取り組みについて固定資産税の減免措置で支援するというものでございますが、平成31年度の税制改正において減免に係る地方交付税の減収補填の適用期限が令和3年3月31日まで2年間延長されたことから、本条例もこの延長にあわせて改正するものでございます。

施行日は令和元年7月1日となります。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第72号 東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例を廃止する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第72号東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第72号東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例を廃止する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本条例に基づく無償貸し付けの期間が満了したことに伴い、条例を廃止するものがあります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、議案第72号東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例を廃止する条例制定について細部説明させていただきます。

本案は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、略称といたしまして中小機構と申します、が整備をいたしまして町に無償譲渡された、いわゆる事業用仮施設につきまして、これまで当該貸し付け条例に基づき入居事業者は無償貸し付けの上、活用を図ってまいりました。

その貸し付け期限が平成31年7月24日をもって満了となりまして、また平成30年第6回定例会、昨年の9月の定例議会になりますが、これにて普通財産の無償譲渡の決定を賜りまして譲渡契約の手続も滞りなく進みまして、本条例の対象となり得る事業用仮施設が存在しないこととなりました。今後も新たな施設の整備予定もないことから、本条例を廃止させていただきたいというものでございます。

以上、簡単ではありますが、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 商店主たちが震災後にこの制度を使って多く助かり、事業の継続をできることになりました。そういった中で、今回この制度がもう大体全て中小基盤機構で建てた仮設も結局それを利用した方に譲渡されたりという形なんですけれども、最終的に最後の企業がこの処理を終わったのはいつぐらいなのか、その辺だけ教えてください。

そして、無事に問題もなく終わったのか、その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 貸し付け期間の満了は、先ほどもご説明させていただきましたが、平成31年7月24日をもって満了となっております。

譲渡の手続につきましては管財課のほうで進めさせていただいておりますので、管財課長より答弁をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） それでは、私のほうからご説明申し上げます。

対象物件19件ございました。その全ての無償譲渡契約を現在、締結しております。それから、おおむねの件数の皆様の所有権移転登記、建物の登記が終了してございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この制度を使った漁業者の方もいると思うんですけども、その辺も継続になった人ややめた人、そういった人がいるのかなと思いますけども、その状況がわかっていたら教えてください。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 一応契約は済んでおりますので、引き続き同じ経営をされていると考えております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 補足させていただきますが、当該制度には中小企業の皆さんが該当されるということでございますので、お尋ねの施設等はまた別な制度なのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。あの土地の無償貸し付け期間が終了したということなんですけど、無償の貸し付けでなく有償になったというケースはあるのかどう

か、その点、確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 19件のうち、3件が町有地でございます。その3件の貸付契約を締結を結んでおる状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その3件以外の17件の土地はどういった土地に建っていたのか、私有、自分ちの土地か、もしくは関連の私有地なのか、その点、確認と。3件分の年間の貸付料は幾らぐらい入るのか、そこを伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） そのほかの皆様は私有地でございます。それからあとは年間のそれぞれ、ちょっと条件が変わりますのでそれぞれの料金が関係しますが、大体3万円から9万円の間の中で年間の貸付料になるかと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第73号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第73号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年度伊里前小学校屋内運動場改築工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議

決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第73号工事請負契約の締結についての細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の26ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成30年度伊里前小学校屋内運動場改築工事でございます。

工事名にありますとおり、予算につきましては本年3月の定例議会において予算のご決定をいただいたものでございまして、明許繰越とさせていただきます。

工事場所につきましては、歌津字伊里前113番地、伊里前小学校の敷地内となっております。

伊里前小学校の屋内運動場につきましては、完成から47年が経過をし老朽化が進行していることから、既存の建物を解体をし、現在の位置に新築するものでございます。

建物規模につきましては、鉄骨づくり2階建て、延べ床面積が961.41平方メートルでございます。現在の施設とほぼ同程度のものとなっております。

本年5月14日に制限つき一般競争入札を執行したところ、2社の参加があり、最低価格を入札した山庄建設株式会社を落札者に決定し、5月17日に仮契約を締結をしております。

入札状況につきましては、4から13に記載のとおりでございます。

工事期間は本契約締結日の翌日から令和2年2月28日までとしてございます。

27ページに仮契約書がございますのでご確認をお願いいたします。

28ページが施設の配置図になります。屋内運動場は図面左側、グレーに着色した部分でございまして、校舎とプールに挟まれた場所になります。

29ページに平面計画図がございます。既存施設と同等の規模としてございます。バスケットコートが2面とれる大きさ、これが現在の大きさでございますのでそれと同じフロアの広さとしてございます。

大きく違う点がステージとトイレ、更衣室の配置が変更になってございます。学校側の要望によりまして、これまでステージの位置は北側、いわゆる校舎側にごさいましたが、本計画はプール側としてございます。これによりましてトイレ、更衣室を校舎側に配置したという内容でございます。

30ページが2階の平面図、それから31ページが各立面図になりますので、ご確認をお願い申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今、課長から説明をいただきました。現場は大変喜んでおります。そしてまた、我が町の教育環境施設整備に関しては大分評判がいいようであります。

その中で、この設計内容、規模といいますか、根拠といいますかね、何かきまりというか、そういうものでもあるのかなのか。

それから、改築決定までのプロセスというやつをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 前段の部分についてご説明申し上げます。特に決定根拠と明確に何平米でなければならないというものはございません。当然、これまで50年余りにわたって利用されてきてございますのでほぼほぼそれと同じものが適切であろうという判断をさせていただきます、今回の960平方メートルほどの面積としてございます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） プロセスにつきましてですが、平成29年度だと記憶しております。震災後、学校施設整備災害復旧等で順次やってまいりました。伊里前と名足と体育館が2つ残っております。そういう残っている部分について内部的検討を重ねてまいりまして、政策的にはつくみましょうということに至ったものでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 従来の規模でというふうなことです。生徒もかなり減少、これからも減少傾向にあるんだろうと思いますが、その中で規模というのはどうなのかなというような一つの何といいますか、合うのか合わないのかという感じのところもあったもんですからね、それでこういう施設をつくる場合に何か決まりというか、定めというか、あるのかなのか確認をしておきたかったわけでございます。

それから、そのプロセスについて、何か今、名足小学校とかという話も出たんですが、この47年経過、結局大分年数がたっているから改築というようなことになったと解釈していいのかなと思うんですが、これに類するような教育設備があるのかなのか。そして、あるとすれば、それは今後、改築していくのかどうか、その辺は町長にお聞かせ願いたいと思います。

が。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど教育総務課長、お話ししましたように、今度はあと残るのは名足小学校の体育館ということになります。政策的には、これは建設の方向に向けて考えたいということですが、今、学校施設の長寿命化含めていろいろ計画を立ててございますので、方向性としては、あとは名足の皆さんにも喜んでいただけるように努力をしてみたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 大変先の明るい町長の言葉ですので期待して待つておりますので、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに、2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料の31ページなんですけれども、右上のほうに仕上げということでは仕上げ材が書かれていまして、外装、内装の仕上げ素材がちょっと小さな字で虫眼鏡で見てもよくわからないところがあるんですが、コンクリートとか、そういった感じで仕上げていくのかなというふうに受けとめました。私もちょっと先日的一般質問でも話しましたが、F S C材とかですね、そういった南三陸の誇れる素材をこういった体育館にも使えないものかどうか、オリンピックのスタジアムでも使われるぐらいですからこういった教育の場でのスポーツ施設にも使っていただけないものかどうか、その辺、ちょっとどうでしょう、ご意見、お聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ではお答えをいたします。

体育館の命と言えるのがフロア、床材でございます。F S C材の主なものは杉材ということで軽くて非常に扱いやすいんですが、難点が1点だけございます。やわらかいということで傷つきやすいと。現在、この机も杉材でございますが、機械で圧縮をして強度、かたさを人工的に保っているという状況でございます。いずれ技術的には杉材も圧縮して床材に使用する技術はございます。ただ、残念ながら、加工する分だけ値段が非常に高いということがございますし、実はある会社の特許でございまして取り扱い業者が1社しかないという状況の中で、そこを使いたい気持ちはあるんですがなかなか予算的な面も含めると難しい面がございます。ただ、否定をするわけではございませんが、そういう強度を要しない部分については、業者とも相談しながら使用する方向で考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけど、今回47年ぶりにというか、新しくなるということで喜ばしいんですけど、そこで伺いたいのは、新しい体育館ができてからのことを伺いたいと思います。使い方なんですけど、教育の一環の体育の時間として主に使われるんでしょうけど、教育長言われたように、明るく、楽しく、元気よくという、そういう柱でこれから学校教育のほうを進めていくということだったんですが、そこで子供たちが楽しみを感じながら体を動かすための仕掛けというんですか、そういったやつを今回できる体育館の中で少しでも取り入れていく考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

あともう1点は、私、歌津地区わからないんで聞くんですけど、この伊里前小学校はこれまで夜間、昼間かかわらず、地元への開放があったのかどうか、その2点、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） まず、使い方でございますけれども、体を子供たちが動かす仕掛けにつきましては、校長先生を筆頭に学校のほうでさまざま工夫をします。仕掛けといたしますが、あくまで学校の体育の授業をするために体育館をつくるわけですので、極めてシンプルなつくり方ということになります。

それから、夜間開放については、記憶ですと、3団体ぐらいここを使っていたというところでございますが、工事が始まればもちろん、これは使えなくなるので他の施設を使っていたように担当課のほうから働きかけをしてございます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 議員おっしゃるのは、恐らく学校開放事業だと思うんですけども、今、教育総務課長から3団体というお話がありましたが、正確には5団体ということになっております。一応4月の利用人数なんですけど、288名、5月につきましては199名ということになっております。以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 使い方に関しては学校の校長に任せるとのことなんですけど、私、いつも突拍子もないということなんですけれども、以前も言ったように、危険のない範囲で荒島の公園なんかについているようなクライミングというか、ボルダリングみたいな仕掛けをくっつけるとか、いろいろ考えられると思うんですけど、そうすると、結構子供たち、楽し

みながら体を動かせるんじゃないか、そういう思いがあったもんですからぜひ極度な危険がないような形で検討していただければと思います。

あと、夜間その他の開放についてなんですけれども、実際は5団体、約200名前後の方が使われているということなんですけど、今回新しくなる2月末までの間にしっかり継続的に使われていた方たちは別の場所を確保してあげたといったらおかしいんですけど、できたのかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） その件につきましては、本日、議決をいただければ早速周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第74号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第74号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第74号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年度南三陸町立小中学校空調設備設置工事に係る工事請負契約の締結について南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第74号工事請負契約の締結についての細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の32ページをお開き願いたいと思います。

工事名、平成30年度南三陸町立小学校空調設備設置工事でございます。

本予算につきましては、本年3月定例会におきまして予算のご決定をいただき繰り越したものでございます。

工事場所につきましては、町内の小中学校、合わせて7校になります。

工事概要につきましては、夏季における猛暑時においても学校保健安全法第6条に規定された室内環境を確保するため、町内7校の普通教室、特別教室、保健室、職員室、校長室のうち、エアコンが未設置の部屋に設置するものでございます。エアコンは室外機と室内機が1対となるパッケージ型を採用しておりますが、室外機については全て1階に配置する計画でございます。

また、省エネのため、全熱交換型換気扇も必要な部屋に設置を計画する予定でございます。

7校全体で93室、エアコンが115台、換気扇が63台を整備する計画となっております。

なお、電力使用料の増に対応するため、キュービクルの増設、または入れかえをあわせて行います。

5月14日に制限つき一般競争入札を執行したところ、2社の参加があり、最低価格で入札をした旭洋設備工業株式会社志津川営業所を落札者と決定し、5月17日に仮契約を締結してございます。

入札状況につきましては、4から13に記載のとおりとなっておりますのでご確認をお願いいたします。

工事期間につきましては本契約締結日の翌日から令和2年1月20日までとしております。

33ページをお開き願いたいと思います。仮契約書の写しとなっております。

34ページをお開き願います。上段の表に各学校ごとの内訳を記載してございます。下段左の図面は、エアコン取り付けの標準図になります。室外機については、構造体にコンクリートアンカーを打ち込み直接支える計画となっております。このため、設置工事は一旦天井板を取り外し工事をする必要がございます。真ん中の図面につきましては換気扇の標準図となりまして、ごらんとおり、床置き式の換気扇となっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけど、今回この2億8,000万円のクーラー工事なんですけど、分けて発注できなかったのか、そのことについてまず第1点伺いたいと思います。

あと、クーラーの規模なんですけど、先ほど課長の説明あった12キロぐらいですか、それというのは家庭用と比べると大きいのか、大きいんでしょうけどどうなのか、そのところ伺いたいと思います。

あと、入札を一括だった理由と、分ければ分けられたのかというそのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3点だったと思います。分割発注ができなかったのかという第1点だと思いますけども、前回の議会でもお話ししたとおり、工事費が大きくなれば諸経費率が下がっていくと。当然、分割をすれば、総価として予算が余計かかると。それから、うちのほうの事務手続の簡素化も図らなければならないということを考えますと、これは一括発注のほうが財政的、それから人的配置も含めて有利であるというふうに判断をさせていただきます。

それから、エアコンの規模でございますが、当然、普通教室でも65平方メートルほどございますので当然、家庭用とは比べられない大きいものを入れてございます。当然、学校、それぞれ環境が違いますので教室、1室1室、熱の伝導率、それから日光の当たり方等々、全て調査をしてエアコンの大きさを決めてございますので、同じ学校でも場所によってエアコンの能力は違ってございます。

もう1点、分割発注について同じような質問なので同じような答えになるので、そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 分割発注できなかった理由として、課長、今、予算がかかるという大ざっぱに言えばそういったことなんですけど、実はこれ繰越明許しているときに5億の予算があったんですけど、その点から考えると、今の答弁はどうかと思いますけど、たとえ分割発注して少々予算が膨らんでも明許した金額以内でおさまるんじゃないかという、そういう思いで一応確認させていただきます。

あと、クーラーの大きさなんですけど、家庭のやつよりも大きいということなんですけど、これ例えば分割発注が可能だった場合に地元の電気屋さんとかが、どんな形かで入札に参加で

きなかったのか、例えば今回の工事で必要な資格があったのか、1級管工事とか、そういった部分も必要だということは聞いていたんですけど、できればこういった大きい仕事というわけではないんですけど、メンテの関係もあって地元の電気屋さん等に仕事が回ればという、そういう思いだったものですから再度、確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 確かにおっしゃるように、5億円という予算がございます。私、役場に入って最少の経費で最大の効果を上げろということを上司に口を酸っぱくこれまで40年間、言われてきてございますので、たとえ予算があっても無駄な経費は使ってはならないということが身にしみてございますので、今回もそれに忠実に従って一括とさせていただきます。

それから、地元の電気屋さんというご意見でございます。これは実は町長からも検討しろという指示を受けてございます。実は500万円以上の工事を受注する場合は工事業の許可がない業者には発注はできないという一つの法律でございますので、これは絶対に守らなければならないということになります。

それで、今回のエアコンにつきましては、実は電気工事じゃなくて管工事ということになります。残念ながら、地元の業者さんで入札参加登録しているのは実は2社しかございません。その方たちが管工事の許可をいただいているかという、実はいただいているんですね。ここと契約するということは法律を破るということで、担当者の考えとか、契約業者審査委員会の考え以前の問題でございますので、残念ながら町長からそういう検討の指示をいただいたんですが、法律を破ってまで実行することはできないということで、残念ながらそこは諦めていただいたという状況でございます。

ただ、できれば下請け等々に参加をいただいて、議員おっしゃるように、後のメンテナンスもございますので、できればそういう、これだって強制はできないんですけども、協力要請をしていきたいというふうには考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） これは一般質問じゃないんですけど、先ほど課長の答弁で、最少の費用で最大の効果、確かにその精神というか、モットーは大切だと思います。

しかし、私、行政の仕事というのは、そのことだけを突き進んでいくと、とても地元の人たちが、地元資本の方たちが生きていけないような状況にもなるんじゃないかと思います。そこで、極限まで詰めるんじゃなくて、先ほど課長言ったように、いろいろな形で地元にも、

当然町長も考えているんでしょうけれども、仕事を回すという、そういう心構えもあるんでしょうけどもっと大切だと思います。

そこで伺いたいのは、今回落札によってこの1社だけで2月までに全部の工事が大変だということで協力店を募るような話も聞きましたが、そういった折にはぜひ地元の資格がなくても工事できるような業者に、強制はできないんでしょうけどもそういった話を軽くする分には大丈夫だと思うんで、なるべく地元の仕事ということで進めていっていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員のご意見はご意見として胸に刻んでおきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに、7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。ただいまの説明の中で、私も建設課長と同等の考えでございまして、そこで、34ページの換気扇、入れかえが9台、8台と1台で9台、入れかえあるわけなんですけれども、これは床置きの外に置く機械だと思うんですけれども、入れかえするという事は古いのをとって新しいのと入れかえするのか、その辺、入れかえする……。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩といたします。再開は2時25分といたします。

午後2時05分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第74号、質疑に入っております。7番及川幸子君の質疑を続行いたします。

○7番（及川幸子君） キュービクルの内容は同僚議員が専門的なので説明を受けました。わかりました。

そこで、先ほど前議員も質問あったんですけども、地元業者はなかなかとれないということなんですけども、5億から2,800万円ということになりましたけども、（「2億」の声あり）ああ、2億、済みません、2億8,600万円、この額ですね、結局台数も減ったからそうだという説明なんですけれども、このことに対して工事の内容に対しましてメリットという、一緒に全部やったことに伴うメリットというものはどこにあるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一緒にと、工事全体でございましてですけども、7校一括で発注することによりまして工事費の削減ができるということが1点でございます。

それから、1校ずつ、もしやれば当然、契約も7件、それに伴いまして工事監理も7件しなきゃいけないわけでございます。このくらいの工事になりますと、月に1回、定例会を開くんですが、7カ所で開かなければならないということになります。それに伴う人の配置、当然必要になってまいりますので、建設課の現在の職員数を考えると、分離して発注することは、やれないことはないんですが他の業務にかなり影響が発生をしますので、かなりデメリットのほうが多分大きいんだろうということ。

それから、業者が違いますと、当然、図面のない部分の、いわゆる仕上げ部分が業者のほうの判断もありますので微妙に違ってくる可能性がございます。基本的に町とすれば、学校格差を生むリスクがあるものはなるべく避けたいという考えがございますので、同一業者であれば、同じような仕様で同じような環境を保てるというメリットがございますので、いろんな考えがあることは私も承知はしてございますけども、今回については1契約にしたほうが町にとって、それから子供たちにとってもメリットがあるんだというふうに判断をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） まだありますか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 機械そのものを、例えば地元の業者さんから分けて買うというような、そういうことができるのかできないのか、地元業者を使うためには、そういうものができるのかできないのか。

○議長（三浦清人君） 7番、その質問は先ほど前者が言って、なかなかできないと、この南三陸町には2社しかいないということの答弁してますんで、さらにまた答弁しますか。よろしいでしょう。（「終わります」の声あり）

ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 仮契約書に工期が書かれていまして令和2年1月20日までとなっております。これで実際作業、工事はどうなんでしょう、平日、子供たちがいるところではまさかやらないのかなとは思いますが、放課後に作業が入るのか、あるいは休日、土曜とか日曜日とか、あるいは夏休みに一気にやっちゃうとか、どんなスケジュール下でこの工事が進んでいくのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員おっしゃるとおり、日中の授業時間内には当然できませんので、授業をやっていない時間帯を見計らってスケジュールを組みたいというふうに考えてございます。具体には、学校との協議が必要なんですけれども、土日、それから夏休みが中心にな

るものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第75号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第75号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第75号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成31年度南三陸町自然環境活用センター改修工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第75号工事請負契約の締結についての細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の35ページをお開き願いたいと思います。

工事名、平成31年度南三陸町自然環境活用センター改修工事でございます。

工事場所につきましては、戸倉字沖田69番地の2地内、戸倉中学校校舎の2階部分でございます。

工事概要につきましては、改修工事は震災で被災した戸倉中学校校舎の2階部分を自然活用センターとして使用するため、必要な改修工事を施工するものでございます。

改修する部分の延べ床面積は記載のとおり、514.25平方メートルになります。

5月14日に制限つき一般競争入札を執行したところ、落札者がございませんでした。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、最低価格を入札した志津川建設株式会社から見積書を徴収したものであります。5月17日に見積もり開封したところ、予定価格を下回っていたため、同社を落札と決定し、5月21日に仮契約を締結してございます。

入札状況等については、4から13に記載のとおりでございます。

工事期間は本契約締結日の翌日から令和元年11月29日としてございます。

36ページに仮契約書の写しがございますのでご確認をお願いいたします。

38ページが建物平面図となっております。今回改修する部分につきましては、建物西側、図面では着色した範囲で改修工事を施工するものでございます。

39ページの図面につきましては、改修部分を拡大したものでございますのでご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件だけお聞きしたいと思います。この施設に関しての今回落札ということになったわけですが、施設の中身だけだと思うんです。その施設に設置するものに関しては今後、協議していくとか、相談するとか、そういった内容なんでしょうか。例えばマチドマにあるクチバシカジカとか、ああいった形の観察する水槽とか、そういった南三陸町の海を味わってもらおうためのしつらえとか、そういった面はまたこれからこの入札とは別な形で町のほうで進めるということなんでしょうか、その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の工事に伴って自然環境活用センターの改修工事に当たって必要な備品ということだと思います。この備品につきましては当初予算で約450万円、備品購入費をとっております。当然、その中には水槽のほか、各種事務用品、パソコンも含めた、そういった部分は計上されているというところです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この間、テレビのほうで廃校になった学校に活用ということで水族館を置いたというようなケースがありました。来場者が結構たくさん来ているので、人を呼ぶためのしつらえとしてはそういったことも考えていくべきだと思うんですが、今回、備品とし

て470万円ですか、これではなかなかそういったちょっと大き目の水族館とか、あとは海水の水揚げとか、そういった面ではなかなか金額的に少ないと。だから、やっぱり人を呼ぶためのしつらえはこの辺にあるちょっとしたものじゃなくて、ある程度、規模を大きくしたりとかほかにないものを工夫したりとか、そういった考えは町のほうにはないんでしょうか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 人を呼び込むための施設というところでございますけれども、震災前の活用センターにもございました操作型電子顕微鏡、そういった部分は次回の議会になると思いますけど、現在リースでの活用というふうな部分を考えているところでございますし、こういった戸倉地区にあるというふうなことの中で、例えば近くにありますビジターセンターですとか、あとは県の施設の自然の家、そういった関係の連携、あと当然、公民館の中にありますので地元との交流というふうな部分の中で、例えば公民館の中にありますので料理教室であるとか、そういった以前の活用センターにはなかったようなイベント等の開催ということはできるのかなというふうに考えておりますので、そういった意味で人を呼び込めるようないろんなイベントを今後、広げていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 自然環境活用センターに関しては、被災した後に私も現地に行って顕微鏡がたくさん流出されて中のほうに固まって置いてあったりとか、いろんな検査機器が置いてありました。しかしながら、人を呼び込むということに関しては、ビジターセンターも含めてそんなに多くの人を呼べないと。そして、リピーターとして何回も呼ぶことができないという弱点が私はあるような気がします。海洋自然の家に関しては、子供たちの活動の場所なので、そこはまた今回の建設の場所の活用とか、利用として私は違うと思うんです。ですから、私の提案と希望が含まれていますが、クラゲとか、ちょっとしたものをちょっと大き目の水槽に置いただけで、やっぱり人が余計集まってくれるのかなと。あと、金魚なんかも、それは川のもんですが、金魚を置いただけでも、やっぱりあそこに行くとか何かおもしろいものがあるということで人を呼び込めるんじゃないかなと。いっぱいお金を使わなくても、先ほども言ったけども、最小限の経費で最大の効果を出すためのしつらえ、その辺も町のほうにはぜひ考えて、行ったら何か喜べるものがあるものを設置してほしいと思います。これが希望なんですけど、やっぱりなかなか難しいでしょうか、その辺、最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今、議員お話しされたような工夫というのは当然、今後、考えていきたいというふうには考えております。

実は今回ネイチャーセンターを戸倉公民館の2階に再建するというふうなことの中で、実は近くに先ほどビジターセンターというふうなお話をさせていただいたんですけれども、機能の違いを明確にさせなければいけないというふうなところがございます。ネイチャーセンターに関しましては、地域資源の発掘ですとか、あとは開発を目指した調査や人材育成というふうな情報発信、あとは交流事業を展開する場所で、ビジターセンターにつきましては、国立公園の案内と紹介というのがメインにはなるんですけれども、自然と親しむ、あとは楽しんでらするというふうな、そういった情報ですとかプログラムを広く一般の方々に楽しんでいただくというか、交流、遊んでいただくというふうな、そういったすみ分けで建設しております。したがって、いろんな目的で来訪者が来るわけですので、そこは機能を分けてネイチャーセンターやビジターセンターや自然の家というふうな部分でいろんな人が来れるような仕掛けを今後、つくってきたいというふうな意味でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 3点ほど伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけど、これは公民館と活用センター一体型なんでコングロマリットなんですけど、そこで電気、ガス、水道の光熱等の経費をどのように計上というか、案文していくのか、現時点でおわかりのほどを伺いたいと思います。

第2点目なんですけど、両方の施設あるわけですが、玄関という活用センターとしての入り口、玄関はどこになるのか、公民館と同じ場所なのか、その点、再度、確認をお願いしたいと思います。

あともう1点は、2階を使うということで重いものとか上げるようなときのリフトとか、エレベーターはあるんですけど、そういったやつの必要性というか、そういったことは大丈夫なのか、以上、3点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 1点目のご質問、公民館と一体施設であるので電気、ガスの使用料というふうなところでございますけれども、これにつきましては、公民館とネイチャーセンターを分けた形で子メーターを設置して金額は査定をするというふうなところでございます。

2点目の玄関に関しましては、公民館と同じ玄関を使用します。ただ、そこは動線をつけて

ネイチャーセンターの方向に矢印をつけるといった工夫はしたいというふうに考えておりますし、あとは外づけの階段がございますのでそこも使用できるというふうなところでございます。

重いものを上げる際というふうなことも質問ありましたけれども、それもエレベーターを使ったり、あとは外づけの階段からというふうなことになろうかというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 電気、ガスは別にメーターをつけるということでわかったんですけども、水道も同じような理屈なのか確認、しつこいようですけど。

あと、活用センターの入り口なんですけど、動線をあれするというんですけど、公民館と活用センターでは、イメージというか、違うと思うんで、そのこのところ、もう少し詳しく、例えば今の状況だとちょっと玄関入ったとき、入ってどうのこうのというんでないんですけど、そのこのところ、もう少しどのように、先ほど入り口に水槽を置くとか、それは下の部分だから、いろんな仕掛けがあると思うんですけど、その玄関の部分について。

それで、3点目の2階に行く階段つけたということなんですけど、この通常の公民館だったときの裏口というか、裏の道路ありますよね。よく従業員というか、その道路は活用していくのか。普通の一般のお客さんは公民館のぐるっと回って駐車場入ってそうするのか、活用センターの用事の方は少し急な道を使わせるのか、それは使ってからなんでしょうけど、そのこのところの確認も案内板の関係でお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 水道に関しても、別にメーターをつけさせていただきます。

玄関につきましては、イメージ、当然、玄関に活用センターの看板もつけさせていただきますけど、ちょっとあと動線と、それ以上の部分に関しては、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

活用センターと公民館の利用に関しては、どちらも共通のそういった駐車場やあとは敷地というふうなことにはなるんですけども、ただ、当然、海水等を使いますので前の裏通りの給食車が入る場所に関しましては、そこは機具機材を洗えるようなところに改良していくというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 3点ほどお聞きしたく思います。参考資料38ページの図面なんですけど、まず、建物用途としまして自然環境活用センターということで自然の環境を活用する建物だ

ということで名前がつけられてますが、場所が戸倉ということで海のイメージがちょっと強いかなとは思いますが、このセンターの中で海以外のもの、例えば山の生き物であるとか、あるいは何といいますか、歌津では化石もとれたりもするわけですけども、そういった化石なんかも展示するというような活用の仕方もあるのかなと思うんですけども、この自然環境活用センター、ここに展示コーナーもありますけれどもどういったものが展示されるのか、やっぱり海のものを中心になっちゃうのか、あるいは南三陸町で見られるさまざまな自然のものが展示されるのか、その辺をまず1点目としてお聞きしたいと思います。

それから、交流室というところに、これは以前、教室だったところだと思いますけれども、その3.11の東日本大震災のときの当時の教室がそのままイメージできる感じで、例えば黒板なんかも生々しい内容だったと思うんですけども震災遺物として後世に残していく価値があるものがたしかあったかと思うんですけども、あるいは机とか椅子とか、そういった遺物も置いてあったかと思います。そういったものを、ここが工事入るんでしょうけれども大切に残してほしいなという思いがあるんですけども、そういった震災遺物はどういう扱いになるのか、それが2点目です。

それとあと、交流室の隣に文化財展示室、色づけはされていないんですがそのまま残るのかなと思うんですけども、こういった文化財ですね、見えるように、見やすいようにといただきますか、ここに来られた方に自然を見ていただく以外にも南三陸町の文化を知ってもらう、そういう施設にしていきたいなというふうに思いますが、文化財展示室もどのような扱いになるのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、1点目、海以外の山のもの等も展示するかというところでございますけれども、一応現状では山のものというのは余り想定はしていないというふうなところでございます。

2点目の交流室に関しましては、震災遺物に関してはそのまま残すような形での計画となっております。

3点目、文化財等の展示室、これも実は工事はこの部屋には入っておりませんのでそのまま展示になるんですけども、見やすいようにという部分に関しましては、公民館と協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 文化財の展示室につきましては、震災後に埋蔵文化財であると

か、いろいろなものがありましてそれを一時戸倉公民館の2階に置いておいたというところが本音でございまして、これからはそれを一つ一つチェックをして整備をして、例えば吉野沢にある収蔵庫に集約をかけるとか、そういったことをしながら、なるべく戸倉地域にゆかりのあるものをここにしっかり置きたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第76号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成31年度町道上沢線外道路災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明、建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第76号の細部説明をさせていただきます。

工事名は、平成31年度町道上沢線外道路災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、戸倉字門内地内ほかでございます。

工事概要につきましては、記載の6路線の災害復旧でございまして、合計で1,754.7メートル

ルの復旧工事となります。

今回水尻川のバック堤の工事が終盤を迎えておりまして町道復旧工事に着手できるという状況になりましたので、今回発注をしたものでございます。

令和元年5月14日に制限つき一般競争入札を執行したところ、記載の3社の参加がございました。このうち、最低価格を入札しました田名部組を落札業者と決定し、5月17日に仮契約を締結してございます。

以下、4から13まで入札状況を記載してございますので、ご確認をお願い申し上げます。

工事期間につきましては、本契約の締結日の翌日から令和2年3月19日となっております。

41ページに仮契約書がございましたのでご確認をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

43ページに図面がございましたのでお聞き願いたいと思います。

図面左側が海側でございます。赤く着色した部分が今回の工事箇所となっております。実はこの路線につきましては、横津橋神山線、リアスの森線、竹下線、上沢内線につきましては、3月議会におきまして竹下線ほか道路災害復旧工事ということで発注をしてございます。既に契約をしてございますが、前回は路盤までの工事の契約でございました。今回この路線につきましては舗装工のみの契約ということになります。ほかの2路線につきましては、路盤工、それから舗装工の契約内容となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 聞く前に1点、先ほど課長の説明で水尻川って聞こえたんですが、課長、町場のほうの工事で頭がいっぱいだと思うんですけど、たしか私が住んでいたころは水戸辺川ということでしたので、もし訂正いただけるんでしたらお願いしたいと思います。

それでお聞きしたいのは、今回舗装工事ということなんですけど、この43ページの図面からすると、一番右、モガミ橋のあたりかな、左側の部分が黒くなって説明にはほかの事業ですということなんですけど、それはいつごろできるのか、もうできているのかな、43ページの右の。そこのところ1点確認。

あとこれは、単項なんですけど、在郷地区のほかの復旧についても関連ということでお聞きできればと思います。それで、43ページの図面からすると、小さな川沿いに上っていくいろいろネギとかやっている方たちの道路なんですけど、そちらのほうの復旧というか、改良は

入り口付近だけじゃなくて今後、見越せるのかどうか伺いたいと思います。

もう1点、細かいことも伺いたんですが、大きい道路の復旧だけではなく43ページのあれをすると、左の町道波伝谷漁港線と書いてあるあたりの山を持っている方が作業に行くのに、以前、小さな川に橋が震災前はかかっていたのが、それが流されたまま復旧されずに作業に行くのに行けない状態だということで再三、いろんな方に相談受けてますので、そこの復旧もどうなのか、今回の舗装に関しての案件で伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 回答する前に、大変失礼申し上げました。水尻川でなく、水戸辺川の誤りでございますので訂正をさせていただきたいと思います。

1点目、図面右側端の黒い部分ですね、他事業ということで記載をさせていただいてございます。他事業と申しましても河川工事しかございませんので、河川工事のほうで一定の整備をするということでご理解をいただきたいと思います。完成時期についてはまだ示されておりませんので、そこはおいおいわかった時点でご提示を申し上げたいと思います。

それから、この範囲を超える部分の事業でございますけれども、基本的には水田の圃場整備であったり、災害復旧事業でそれぞれ必要な部分の耕作道については多分復旧されているというふうに理解をしてございますが、具体的にどの場所かなかなかわからないのでお答えしにくいんですけれども、必要な部分はそれぞれ事業が張りついているものと理解をしてございます。ただ、町道等で対応できていない部分があれば、それはそれでまた別途考えていきたいと考えてございます。

3点目につきましては、林道であるか、通常の作業道であるかによって対応の仕方が違ってまいりますので、そこは多分うちの担当のほうに話をしているということをお聞きしてございますので、そちらで今、現地を含めて検討しているというところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 8番です。私もちょっとお聞きしたいと思います。実は今、工事が盛んに進められておりますけれども、住んでおられる方々からアゲヤというちょうど山と川が接続、くっついている場所があるんですけども、その道路がどうなるんだろうかという心配している声がありますし、それから、さっきの課長の話ですと、以前、あった道路にはその道路がつくという話、聞いておりますのでできるものと思っておりますが、上沢内線というところにうちが高台に2軒ほど建ってますけれども、そこへの取りつけ道路等もきちんとつくって了解していてよろしいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご指摘をいただいたのは、まさに上沢内線の旗上げをした間の部分だと理解をしておりますけども、この部分、震災前、町道がなかったものですから災害復旧事業としては採択をされていない部分でございます。しかしながら、震災後、議員おっしゃるように、自宅の再建をされて実際そこに行くための道路を開設をし、現在、使われてございます。この分については、実は単独費で対応するしかないということで今、考えてございまして、ただ土地の整理も当然、必要になってまいりますので、その辺を踏まえながら土地の取得状況、それから付近の工事の進捗を見ながら工事の発注はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第77号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第18、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第77号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成31年度町道浪板線外道路災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長、建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第77号工事請負契約の締結についての細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の44ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成31年度町道浪板線外道路災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、歌津字港地内となっております。

この場所につきましても、港川のバック堤の工事がいよいよ終盤を迎えているということがございましてやっとな町道の工事に着手できるという段階になりましたので、記載の4路線について災害復旧工事を発注したものでございます。

本年5月27日に制限つき一般競争入札を執行したところ、1社の入札参加がございまして、入札の結果、予定価格を下回った入札がございましたものですからその業者を落札者と決定をし、5月29日に仮契約を締結してございます。

入札状況につきましては、4から13に記載をしてございますのでご確認をお願いをしたいと思います。

工事期間につきましては、本契約締結日の翌日から令和2年3月13日としてございます。

次ページに仮契約書がございましてご確認をお願いをしたいと思います。

46ページ、施工場所を示した図面となっております。図面の右側が河口部、左側が陸部というふうに見ていただきたいと思います。中央にありますのが国道45号線が南北に走っているという状況でございまして、赤く着色した部分が今回の工事区間となっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いします。参考資料の46ページなんですけれども、この図面から見ますと、途中、旧保育所と言って建設課長、ご存じでしょうかね、旧保育所の前をこの赤線で行くと後ろを通る細い道になっていきますけれども、石泉港橋線に行く川沿いのほうなんですけれども、この大きい道路に面して途中からはつながりますけれども地元の人たちはこっちの手前のほうを通るようになると思うんですけれども、その工事の取りつけの影響があると思うんですけれども、この図面から見ますと、山際のほうを通るような取りつけになってますけれども、その辺は十分地元の人たちと話がなされたのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これまで港石泉線は、議員おっしゃるように、港川に沿って並行して走ってございました。今回、災害復旧するに当たって実はバック堤の工事も、まだ写真には映っていないんですがバック堤の工事が施工することになってございます。

ご存じだと思うんですが、この場所につきましては、銀ザケの養魚池がございまして所有者の方はそこでまた経営をしたいというふうに考えております。これまで数年にわたってお話し合いをしてきているんですが、ちょうどこの道路で囲まれた部分、ちょうど3分の1ほどがその方の所有地で、残りの3分の2は他の方の所有地ということになります。バック堤をしてそののり地に町道を復旧した場合、そこでの経営がほぼほぼ不可能ということがなりますので、町とすれば、水産業を担っている重要な方でございますのでできればその可能性だけは残しておきたいということで、いずれ狭い区間に同じような道路が2本走ると。災害復旧してもどうも地元の要望はもう1本の道路も拡幅改良してほしいというお考えがあるようでございます。だとすると、この狭い区間に2つの道路をしてしまうと、それやること自体、その方の経営を断念させるという決定的なものを町が突きつけることとなりますのでそれは避けたいという判断をさせていただきました。

いずれ狭い区間に2つの道路をつくるということは、町とすれば、片方は単独でやるしかないのでもできれば負担も少なくしたいということを考えて、この部分につきましては災害復旧を断念しております。そのため、このように赤い線が直接つながっていないという状況になってございます。いずれこの部分については、これまでも地元のほうにお話はしてございます。ただ、具体的なアクションはいただけていないという状況でございますので、今後、今回の工事に当たりまして、当然、26日に土木、それから国土交通省まいて港地区の復旧方針、復旧状況の説明をするということになってございますので、改めてその場でもこのことをご説明申し上げたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 26日ということは今月の26日の予定でしょうか。はい、そうした場合、いずれもとの石泉線ではなくて、山岸の石泉線にぶつかるような説明も当然なさると思うんですけども、残った1本の道のほうですね、山岸についた場合は町単独の工事になるということも26日、説明なさるつもりだと思いますけれども、それは単独事業になりますということも説明の中に入れてきちんと地区民にお話ししていただけるようお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第78号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第19、議案第78号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 町長、説明。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成31年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事（その2）に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第78号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料47ページをごらんください。

工事名、平成31年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事（その2）。

工事場所は、南三陸町志津川平磯漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長41.6メートル、並びに臨港道路延長115.3メートルを整備するものです。

また、防潮堤と臨港道路が交差する箇所にフラップゲート式陸閘1基を設置いたします。

入札は令和元年5月14日、制限つき一般競争で行いました。

入札参加者は記載の1社です。

入札の状況等については7から13に記載のとおりです。

工期は本契約締結の翌日から令和2年2月28日までです。

48ページに仮契約書を添付しております。ご確認願います。

なお、本工事は平成29年12月に契約、本年2月まで施工いたしました平成28年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事の残工事を改めて発注施工するものです。

49ページは、工事平面図と防潮堤標準断面図です。平面図中央、縦方向に赤に着色した区域が防潮堤、それと交差する緑が臨港道路の平磯道路です。道路の周囲に赤に着色した区域は道路工事に伴う土工部分です。標準断面図に示すとおり、重力式コンクリート擁壁をつくり内陸部を土砂で盛り立てる直立型の防潮堤を整備します。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて延会することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて散会することとし、17日午前10時より本会議を開くことといたします。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時17分 散会